

事 務 連 絡
令和 3 年 7 月 13 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課
新型コロナウイルス感染症対策
推進本部

東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う
感染症サーベイランスの取組強化について（一部改正）

標記については、令和 3 年 6 月 29 日付け事務連絡別紙（「東京オリンピック・パラリンピック競技大会における感染症強化サーベイランス」）により実施しているところです。

同別紙の 4 に基づくアスリート等及び大会関係者に係る情報の追加収集について、今般、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）を通じた情報収集に関連した HER-SYS の改修を実施し、7 月 16 日（金）よりその運用を開始することを踏まえ、同別紙の一部を添付のとおり改正しますので、御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会における
感染症強化サーベイランス

1. 実施期間

2021 年 7 月 1 日（木） ～ 2021 年 9 月 19 日（日）
（東京パラリンピック大会終了 2 週間後まで）

2. 強化サーベイランスの実施方針

各自治体の状況に応じ、感染症発生動向調査の取組強化を実施し感染症発生に対する感度を高めるため、特に以下の事項の対応をお願いします。

① 感染症発生動向調査の徹底

- ・ 感染症発生に係る届出の徹底
- ・ アスリート等及び大会関係者に係る情報の追加収集

② 疑似症サーベイランス*の取組の強化

- ・ 大会関係医療機関を疑似症定点として指定
- ・ 実施期間中のゼロ報告の勧奨

* 疑似症サーベイランスとは、原因不明の重症の感染症の発生動向を早期に把握することを目的として、感染症法第 14 条の規定に基づき実施される疑似症（発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 12 年厚生省令第 127 号）第 6 条第 2 項に規定。）の発生動向調査を指します。

③ 自治体間の情報共有及び感染症発生時の関係者間の連絡・協力体制の確保

- ・ 自治体間の情報共有
- ・ 積極的疫学調査における関係者間の協力体制の確保
- ・ 新型コロナウイルスの変異株 PCR 及びゲノム解析における協力体制の確保
- ・ 大会を観戦した観客における特定の感染症発生時の報告体制の確保

3. 強化サーベイランス対象疾患について

大会期間前後を含む強化サーベイランス実施期間中は、平常時と比較し、感染症の発生リスクが高まることが懸念されます。令和3年6月25日付け事務連絡「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けての感染症のリスク評価（更新版）」に基づき以下の疾患については、その発生について特に留意が必要です。

- ・ 新型コロナウイルス感染症
- ・ 中東呼吸器症候群（MERS）
- ・ 腸管出血性大腸菌（EHEC）感染症
- ・ 侵襲性髄膜炎菌感染症
- ・ 麻しん
- ・ 風しん

また、本期間中は、海外から多くのアスリート等及び大会関係者が来日することから、本対象疾患には含まれない原因不明の重症の感染症の発生動向を早期に探知することが重要であることから、疑似症サーベイランスの取組強化が必要です。

4. アスリート等及び大会関係者に係る情報の追加収集について

① 感染症サーベイランスシステム（NESID）を通じた情報収集について

アスリート等*及び大会関係者**において、新型コロナウイルス感染症以外の強化サーベイランス対象疾患（中東呼吸器症候群（MERS）、腸管出血性大腸菌（EHEC）感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、麻しん、風しん）及び疑似症を探知した場合については、NESIDを通じて届け出るとともに、その備考欄に大会関連である旨を入力してください。

* アスリート等とは、東京大会に出場する全ての選手（以下「アスリート」という。）及び国際オリンピック／パラリンピック委員会（以下「IOC/IPC」という。）、国際競技連盟（以下「IF」という。）、各国オリンピック／パラリンピック委員会（以下「NOC/NPC」という。）に属し、アスリートと一体となって活動する者（審判、指導者（監督、コーチ）、トレーナー、練習パートナー、キャディ、スタッフ、ドクター、パラアスリート介助者等）を指します。

** 大会関係者とは、主催者（IOC/IPC、NOC/NPC、IF、マーケティングパートナー及び要人）、メディア（オリンピック放送機構、放送権者、報道各社）、大会スタッフ（職員、大会ボランティア及びコントラクター）など、オリンピックID兼アクレディテーションカード又はパラリンピックID兼アクレディテーションカードが発行される者又は組織委員会が大会の準備・運営上必要不可欠な者と認める者を指します。

② 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）
を通じた情報収集について

新型コロナウイルス感染症の陽性例については、HER-SYS を通じた届出をお願いしているところですが、アスリート等及び大会関係者の新型コロナウイルス感染症例については、新設された「オリンピック・パラリンピック」のチェック欄に入力し、ドロップダウンから「アスリート等」又は「大会関係者」を選択してください。なお、アスリート等及び大会関係者における陽性例のHER-SYS への入力、保健所においてお願いします。（医療機関で入力された場合には、その入力内容について、保健所において確認をお願いします。）

5. 自治体間の情報共有について

自治体間の情報共有については、「NESID ファイル共有機能を用いた自治体間情報共有の運用上の手引き（第二版）」（別添1）が策定されましたので、この手引きに基づき NESID ファイル共有機能を活用してください。

また、新型コロナウイルス感染症については、HER-SYS のほか、NESID による情報共有も行われるので活用して下さい。

6. 感染症発生時の関係者間の連絡・協力体制の確保について

① 令和3年7月1日以降に到着し、アスリート等及び大会関係者の感染対策は、ホストタウン自治体又は滞在先の自治体及び大会組織委員会が受入責任者として、その実施の責任を負いますが、その感染症対策における実務においては、貴部局及び保健所の技術的協力が必要不可欠であることから、関係者間において連絡・協力体制を確保していただくよう改めてお願いいたします。

② 新型コロナウイルスの変異株 PCR 及びゲノム解析における協力体制の確保

アスリート等及び大会関係者において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の変異株 PCR 及びゲノム解析については、別添2の通り、事務連絡を発出しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

③ 大会を観戦した観客における特定の感染症発生時の報告体制の確保

貴部局において、大会の観客において、以下に該当する強化サーベイランス対象疾患を有する事例を探知した場合は、速やかに以下の緊急連絡先にご連絡いただきますようお願いいたします。

○ 対象となる事例：

- ・ 潜伏期間・行動歴等から、大会会場での感染が否定できない事例
- ・ 感染性があると考えられる期間に大会会場に滞在したと考えられる事例

○ 緊急連絡先

- ・ 国立感染症研究所 EOC（電話番号）03-4582-2602（直通）
（メールアドレス）eoc@nih.go.jp

なお、上記①～③において、関係者間の連携・協力を円滑に行うためには感染症発生時対応機能の強化と医療体制確保において、人員確保を始め即応体制の整備が必要であるため、各自治体のみならず、大会組織委員会や国との連携を早急に確認するように御願いたします。

7. 主な関係通知等（参考）

① 疑似症サーベイランス

- ・ 疑似症サーベイランスに係る関係資料一式の送付について（令和元年 8 月 28 日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）

② 自治体間情報共有

- ・ 感染症サーベイランスシステムを活用した感染症発生動向の自治体間情報共有の運用について（令和元年 8 月 28 日付厚生労働省健康局結核感染症課長通知及び令和 2 年 3 月 27 日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）
- ・ NESID ファイル共有機能を用いた自治体間情報共有の運用上の手引き（第二版）

以上